

よる回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てることとしております。

なお、上記のほか、被保証債権に係る未確定の後払い保証料相当額を引き当てることとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部各々が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行うこととしております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額することとしております。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、動産不動産等に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

8. 親会社に対する金銭債権総額 11,372百万円

9. 親会社に対する金銭債務総額 420百万円

10. 動産不動産の減価償却累計額 854百万円

11. 貸出金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は22百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権以外の貸出金であります。

12. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は6百万円であり、

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

13. 破綻先債権額、延滞債権額及び3ヶ月以上延滞債権額の合計額は35百万円であり、

14. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 50,476百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 40,000百万円

売渡手形 1,299百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,254百万円及び預け金30百万円を差し入れております。

15. 1株当たりの当期損失6,930円32銭

なお、当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)等が適用されましたが、下記25.に記載の通り、これによる影響はありません。

16. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したにより増加した純資産額は、56百万円であり、

17. 商法施行規則旧第72条に規定する「貸借対照表上の純資産から土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は11,996百万円であり、

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	
			うち益	うち損
国債	64,813百万円	64,878百万円	64百万円	79百万円
社債	29,890百万円	29,923百万円	32百万円	45百万円
合計	94,704百万円	94,801百万円	96百万円	125百万円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債40百万円を差し引いた額56百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
305,404百万円	676百万円	27百万円

20. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	5,019百万円	43,655百万円	6,215百万円	9,987百万円
社債	8,021百万円	19,900百万円	2,001百万円	-
合計	13,040百万円	63,555百万円	8,217百万円	9,987百万円

21. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,403百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由のあるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年4月22日付内閣府令第47号)により改正されたことに伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。

(1) 前期において区分掲記していた「評価差額金」は、当期からは「株式等評価差額金」として表示しております。

(2) 前期において資本の部は、「資本金」及び「欠損金」として区分掲記しておりましたが、当期からは、「資本金」及び「利益剰余金」として表示しております。

23. 従来、区分掲記していた仮払金及び仮受金は、資産総額の100分の1以下となったため、当期からそれぞれ「その他の資産」及び「その他の負債」に含めて表示しております。なお、当期末の仮払金及び仮受金は、それぞれ1,577百万円及び548百万円であり、

24. 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用しております。なお、これによる当期の資産および資本に与える影響はありません。

25. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度にかかる財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる当期の「1株当たりの当期損失」に与える影響はありません。

